

# 高額医療・高額介護 合算療養費制度が始まりました

「医療保険の給付」と「介護保険のサービス」の両方を利用して世帯の負担を軽減するために、それぞれの年間の自己負担額の合計が基準額を超えた場合に、その超えた額が支給される制度が始まりました。

現在、医療費の自己負担額と、介護サービス費の自己負担額が、同じ月内に規定の限度額を超えた場合は、それぞれ、高額療養費および高額介護サービス費が支給されています。

これに加え、新しく始まった「高額医療・高額介護合算療養費制度」により、医療費と介護サービス費それぞれの年間自己負担額の合算が、下表の基準額を超えた場合、申請によりその超えた額が支給されます。ただし、基準額を超える額が500円以下の場合、支給されません。

**対象者**  
毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間に、医療費と介護サービス費の両方に自己負担額がある世帯で、その合算が基準額を超える方。  
(保険適用外のものや、入院時の食事代、居住費は対象になりません)  
今回は、平成20年4月1日から平成21年7月31日までが対象期間となります。

## 申請場所

支給申請は、毎年7月31日に加入していた医療保険で行います。長寿医療制度または国民健康保険に加入されている方は、保険・医療課(滝野庁舎)が申請窓口となります。

以外で、被用者保険(職場の医療保険)などに加入されている方は、職場などを通じて各医療保険に申請してください。  
**申請に必要なもの**  
被保険者証  
印鑑  
口座番号の分かるもの

対象期間中に、他の医療保険、介護保険から加東市の医療保険、介護保険に異動された世帯員がいる場合は、「自己負担額証明書」が必要ですので、従前の医療保険、介護保険で証明書の交付を受けてください。

## 問い合わせ

市民安全全部保険・医療課  
(滝野庁舎)  
☎48・3002

## 【基準額】世帯年間の自己負担限度額 ( )内は、対象期間が平成20年4月から平成21年7月までの基準額

区分	長寿医療+介護保険	医療保険+介護保険	
	75歳以上( )	70~74歳	70歳未満
上位所得者	-	-	126(168)万円
現役並み所得者	67(89)万円	67(89)万円	-
一般	56(75)万円	56(75)万円	67(89)万円
低所得者	区分	31(41)万円	31(41)万円
	区分	19(25)万円	19(25)万円
			34(45)万円

65歳以上で、障害認定を受けられた方を含む。  
上位所得者(70歳未満):各医療保険が規定する所得額などを超える方  
現役並み所得者(70歳以上):医療費の自己負担割合が3割の方  
低所得者(70歳以上)低所得者(70歳未満):住民税非課税世帯で低所得 以外の方  
低所得者(70歳以上):住民税非課税世帯で年金収入80万円以下の方



## 年金相談

明石社会保険事務所の職員による年金相談が開催されます。相談を希望される場合は、事前に申し込みが必要です。

- 日時** 1月22日金 10時20分~15時30分
- 場所** 福祉センター2階
- 内容** 年金請求手続き、加入・納付期間の確認など
- 申込日** 1月4日(月)
- 定員** 24名(先着順)
- 申込方法** 電話で住所、氏名、生年月日、基礎年金番号、電話番号、相談内容をお知らせください。
- 申し込み・問い合わせ** 市民安全全部保険・医療課滝野庁舎 ☎48・3002

「加東伝の助プレミアム商品券」の利用期限は、**1月31日(日)まで**となっています。期限を過ぎた商品券は利用できません。また、現金の払い戻しもできませんので、お早めにお使いください。  
**問い合わせ**  
加東市商工会 ☎42-0253